

令和5年度 三次市洪水想定訓練の実施について

令和5年度三次市洪水想定訓練を次のとおり実施しますのでお知らせします。

1 訓練概要

近年、大雨による災害が全国的に激甚化・頻発化している状況を踏まえ、令和5年の出水期を前に、市の災害対策及び関係機関等との連携を確認するため訓練を実施する。

訓練では、国・県や消防などの関係機関等と連携し、各種の情報システムを活用して情報収集・共有・伝達訓練を行うほか、現地訓練として排水ポンプ場の点検稼働、避難所の開設訓練等を実施する。

また、市民に対して、音声告知放送、防災メール、サイレン吹鳴（旧三次）、三次市公式SNS等により避難情報等を発信し、災害への備えを呼びかける。

市内の複数の要配慮者利用施設（一部の保育所、小中学校及び高齢者施設等）が自主的に避難訓練等を実施する予定である。

2 実施日等

- (1) 日時 令和5年6月2日（金）9時から11時30分まで
8：45～9：00 訓練の説明
9：00～11：00 訓練
11：00～11：30 振り返り・講評
- (2) 場所 三次市役所本館3階防災会議室ほか
- (3) 内容 別紙のとおり
- (4) 中止等 気象警報が発表された場合や、その他緊急対応を要する危機事案が発生した場合は、訓練の全部又は一部を中止する。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 危機管理監 危機管理課 （担当／山田・伊藤）

電話番号：0824-62-6116 FAX番号：0824-62-2951

E-mail：kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

令和5年度災害対応図上訓練 訓練要領

三次市危機管理監危機管理課

1 概要

近年、全国各地で大雨による洪水等の災害が毎年のように発生しており、本市においてもここ数年、昭和47年豪雨災害に匹敵するような大雨により被害が発生していることから、出水期を向かえる前に訓練を実施することで、本市における災害対応能力の向上及び市民の防災意識の醸成を図る。

2 日程

令和5年6月2日（金）

3 場所

（本部訓練） 市役所本館3階会議室
（避難所開設訓練） 三次コミュニティセンター
作木山村開発センター

4 目的

(1) 組織体制の機能強化

気象状況が悪化した際に、迅速な災害対策本部室の設置ができるよう、機器等の設置手順確認を行う。

また、各部各班から集められた情報を総括部で集約し、市民へ発信すべき必要な情報を選別した本部員会議資料作成までの確認を行う。

(2) 関係機関等との相互連携

出水期に向け、国・県等の関係機関との連携を確認するほか、協定先企業との連携方法及び協定内容の確認を行う。

(3) 防災意識の向上

防災啓発として、自主防災組織や要配慮者施設の参加を図る。

5 訓練内容

風水害を想定した、災害対策本部運営訓練や避難所開設運営訓練を実施する。本部運営訓練においてはブラインド型の状況付与による図上訓練とし、避難情報の発信を行うほか、被害情報等の集約や市長ホットライン等の確認を行う。

避難所開設運営訓練においては、自主防災組織と調整し内容を決定するほか、協定企業へ仮設トイレの設置に係る連携確認を行う。

6 参加機関

市	市災害対策本部の関係部局（各支所を含む）
国	国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所，広島地方気象台，関係するダム管理事務所等
県	危機管理監，北部建設事務所
消防	三次消防署，三次市消防団
市民	自主防災組織，地域住民
民間事業者	社会福祉協議会，水防業務委託業者，災害協定等締結事業者等
要配慮者利用施設	市立保育所，小中学校，高齢者福祉施設等

7 訓練の概要

想定	大規模な洪水による市街地の浸水
災害対策本部設置運営訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象状況の悪化に伴う避難情報の発令 ・ 災害対策本部室（本館3階会議室）の設営手順確認 ・ 災害対策本部参集要員による本部員会議資料作成
ホットライン確認訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度ホットラインが正常に機能しなかったことや相手側の人事異動があったため，市長ホットラインの再確認を実施（三次河川国道事務所，県，ダム管理所長等）
避難所開設訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難情報発令に伴う自主防災組織による避難所開設 ・ 協定企業との連携確認（仮設トイレ）
排水ポンプ車要請手順確認訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国，県の排水ポンプ車稼働に係る要請手順確認
要配慮者施設避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校，保育所，高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設に避難訓練の実施等呼びかけ
市民への情報発信訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声告知放送，防災メール，サイレン等による避難情報の発信，災害への備えの呼びかけ